

令和 年 月 日

保護者様
部 組 さん

信州大学教育学部附属特別支援学校長

出席停止についてのお知らせ

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止期間の基準が「解熱した後2日を経過するまで」から「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」となりました（解熱した後2日を経過しても、発症してから5日を経過しない場合には、出席することはできません）。

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。登校するにあたって医師の診察を受ける必要性については、医師の指示に従ってください。

なお、インフルエンザが治癒し、登校するときは、改めて「治癒したかどうか」医師に治癒証明書を求める必要はありません。下記の「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

治癒報告書

学校長様
部 組 さん

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

- 1 疾患名 インフルエンザ
- 2 発症日（咳、鼻水、発熱などのかぜ様症状が出た日） 令和 年 月 日（ ）
- 3 受診した医療機関名および受診日

医療機関名 _____ 受診日 令和 年 月 日（ ）

4 治癒の根拠

発症した後5日を経過し、かつ
解熱した後2日を経過した。

発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	解熱日 0日目	1日目	2日目
/	/	/	/	/	/	/	/	/

*この欄に日にちを記入してください。

- 5 お休みした期間 令和 年 月 日（ ） から 令和 年 月 日（ ）まで

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ (印)